

第2節 緑の現状

(1) 地形

本市は、市の北部に標高 700～900m 級の山並みが連なっており、地形傾斜が 20 度を越える傾斜地が分布しています。

市域の中南部は、平坦な市街地が広がっており、山並みから切り離された丘陵が市街地内に点在しています。また、瀬戸内海には大小 40 余りの島が点在し、群島を形成しています。

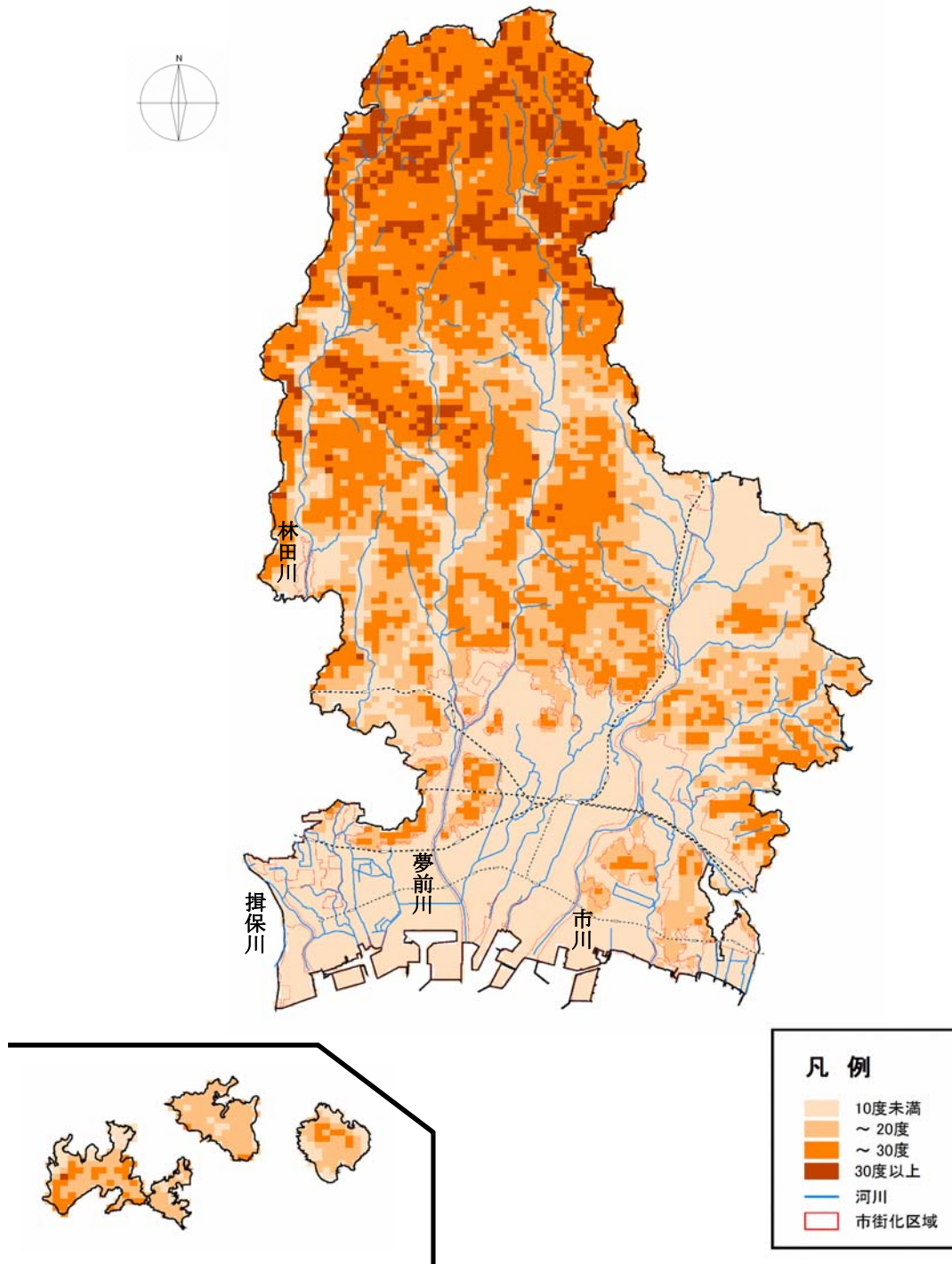


図 地形傾斜の状況

出典：国土数値情報（平成 21 年 5 月）

(2) 気象

本市の平均気温は、15～16℃で、年間降水量は1,100～1,600mm、年平均風速は約2.5m/sとなっています。全国的に見ても、四季を通じて降水量が少なく、温暖で、台風等の自然災害も少なく穏やかな気候の地となっています。

表 気象概況

年	気温 (℃)			平均湿度 (%)	降水量 (mm)		平均風速 (m/s)	日照		不照日数
	平均	最高極	最低極		降水量	日最大降水量		日照時間 (h)	日照率 (%)	
平成27年	15.8	36.3	△ 3.6	74	1,641.0	193.5	2.6	1,960.2	44	47
平成28年	16.3	37.1	△ 5.6	74	1,552.0	114.0	2.5	2,024.6	46	41
平成29年	15.3	35.8	△ 4.0	74	1,267.0	131.5	2.6	2,159.0	49	27
平成30年	15.9	36.7	△ 5.7	74	1,670.5	121.0	2.7	2,194.9	50	45
令和元年	16.2	37.1	△ 2.1	74	1,084.0	60.5	2.6	2,062.2	47	39

出典：姫路市統計要覧

(3) 生態系

「兵庫の貴重な自然－兵庫県版レッドデータブック－」によると、後世に残すべき特徴ある生態系として、規模的、質的貴重性の程度から、(1) 小・中生態系を内包する重要な生態系の内、全国的価値に相当するもの (Aランク) 1箇所、都道府県の価値に相当するもの (Bランク) 1箇所、また、(2) 重要な生態系の内、都道府県の価値に相当するもの (Bランク) 1箇所、市町村の価値に相当するもの (Cランク) 3箇所を選定しています。

表 姫路市域で兵庫県レッドリストに指定されている生態系

所在地	区分	名称	概要、特徴
(1) 小・中生態系を内包する重要な生態系			
Aランク (1箇所)			
揖保川：河口～下余部区 中川：河口～中島区	河川	揖保川河口・下流域 中川河口・下流域	
Bランク (1箇所)			
市川河口～中国自動車道	河川	市川河口・下流域	
(2) 重要な生態系			
Bランク (1箇所)			
白浜～小赤壁～福泊～的形	海岸	姫路市東部の自然海浜	砂浜・前浜干潟、岩礁、塩田跡等多様な地形を内包し、市東部に残された自然海浜群として貴重
Cランク (3箇所)			
夢前川水系	水路	姫路市の水路	昆虫類のトゲナバブタムシの日本でも最大の生息地
夢前川河口～菅生川合流点	河川	夢前川河口・下流域	夢前川河口は潮止め堰堤がなく、汽水域が形成され、ヨシ原のみられる干潟が残っている
夢前川水系	河川	坪川 (夢前川水系)	淵や湛水域を中心に希少種が多く生息し、夢前川水系において重要な支川である

出典：兵庫県版レッドデータブック

(4) 植生

市内の植生現況は下図のとおりで、市北部の山地部には、植林地や落葉広葉樹林が広く分布している。市の中部では落葉広葉樹林と針葉樹林が混在して分布しています。

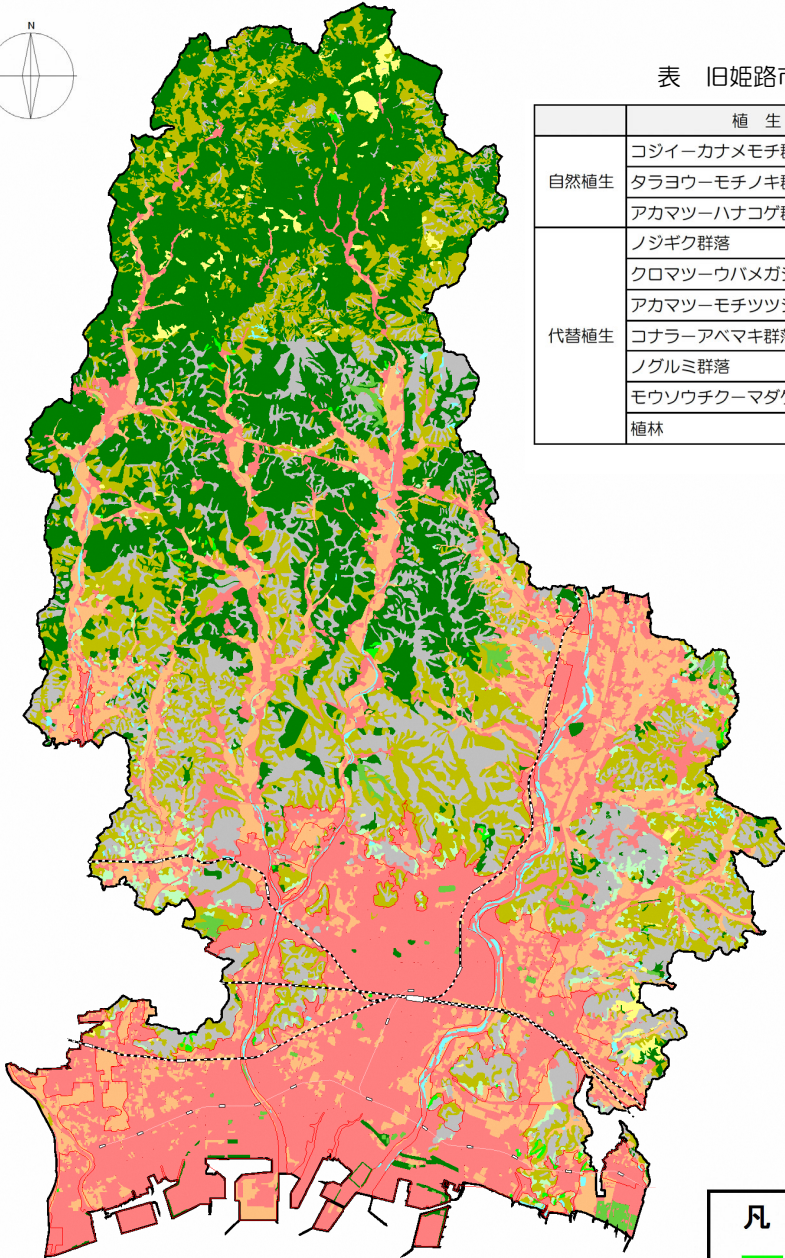
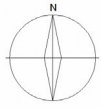
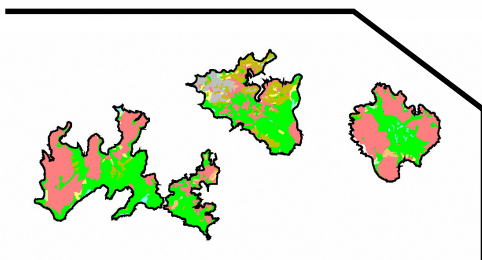


表 旧姫路市で主にみられる陸域の植生

	植 生	備 考
自然植生	コジイ-カナメモチ群落	照葉高木林で社寺林等
	タラヨウ-モチノキ群落	姫山原始林
	アカマツ-ハナコグ群落	別所、飾東町に多い
代替植生	ノシギク群落	的形町、大塩町周辺
	クロマツ-ウハメガシ群落	飾磨区妻鹿、八家、的形町
	アカマツ-モチツツジ群落	代表的な二次林
	コナラ-アハマキ群落	代表的な二次林
	ノグルミ群落	林田町北部
	モウソウチク-マダケ群落	人家近くの山足部
	植林	ヤマモモ、スギ、ヒノキ等

出典：杉田,(1998年),姫路市史,第7巻上,p277-278



凡 例

- 常緑広葉樹林
- 落葉広葉樹林
- 針葉樹林
- 植林地
- 竹林、ササ
- 草地、低木等
- 河川、海浜植生等
- 耕作地
- 市街地等
- 市街化区域

図 植生図

出典：「第6、7回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」（環境省生物多様性センター）
[\(https://www.biodic.go.jp/\)](https://www.biodic.go.jp/)

(5) 施設緑地（都市公園など）

令和元（2019）年の都市公園の開設箇所数は 920 箇所、面積は 474.04ha となっており、平成 27（2015）年と比較すると開設箇所数で 40 箇所、面積では 2.14ha の増加となっています。

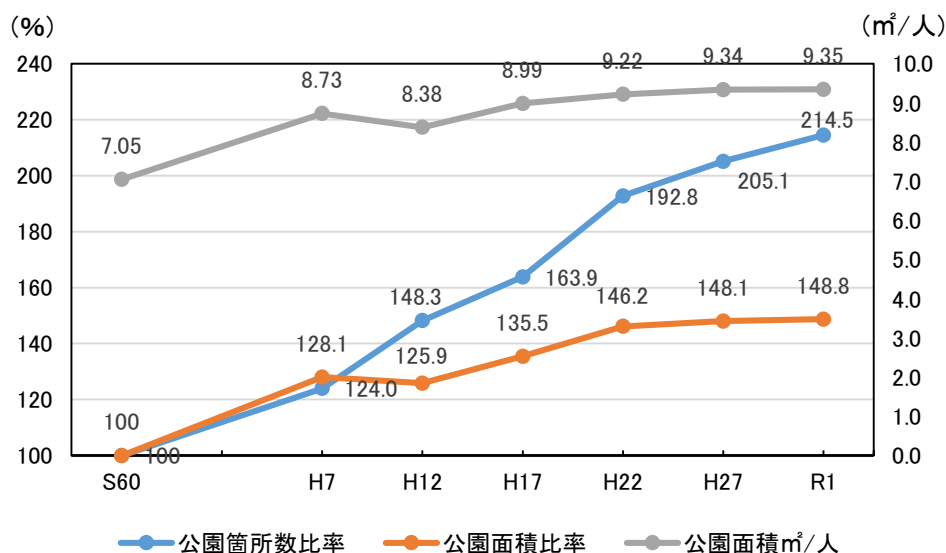


図 都市公園箇所数・面積・1人当り面積の増加率の推移

表 都市公園箇所数・面積・1人当り面積の増加率の推移

	公園箇所数		公園面積		1人当り公園面積	
	箇所	(%)	ha	(%)	㎡/人	(%)
昭和60年	429	100	318.63	100	7.05	100
平成7年	532	124.0	408.07	128.1	8.73	123.8
平成12年	636	148.3	401.21	125.9	8.38	118.9
平成17年	703	163.9	431.76	135.5	8.99	127.5
平成22年	827	192.8	465.85	146.2	9.22	130.8
平成27年	880	205.1	471.90	148.1	9.34	132.5
令和元年	920	214.5	474.04	148.8	9.35	132.6

※ S60～H17までは旧姫路市域のみでH22以降は合併に伴い旧香寺町を含む

※ 1人当り公園面積の計算において、H17までは推計人口で、H22以降は国勢調査の確定人口で算出している。

人口1人当りの都市公園の標準面積は、都市公園法施行令において10㎡/人と定められていますが、本市の都市計画区域内人口1人当り面積は9.35㎡/人（全国平均10.6㎡/人（平成31（2019）年3月末））であり、都市公園法施行令に定められている標準面積を達成するには約33haの公園緑地整備が必要となります。

(6) 施設緑地の事業費・管理費の推移

施設緑地の整備に係る総事業費は、平成 22 (2010) 年と平成 30 (2018) 年と比較すると約 63%まで減少しています。

施設緑地に係る総管理費は、平成 22 (2010) 年と平成 30 (2018) 年と比較すると、ほぼ横ばいで推移しています。

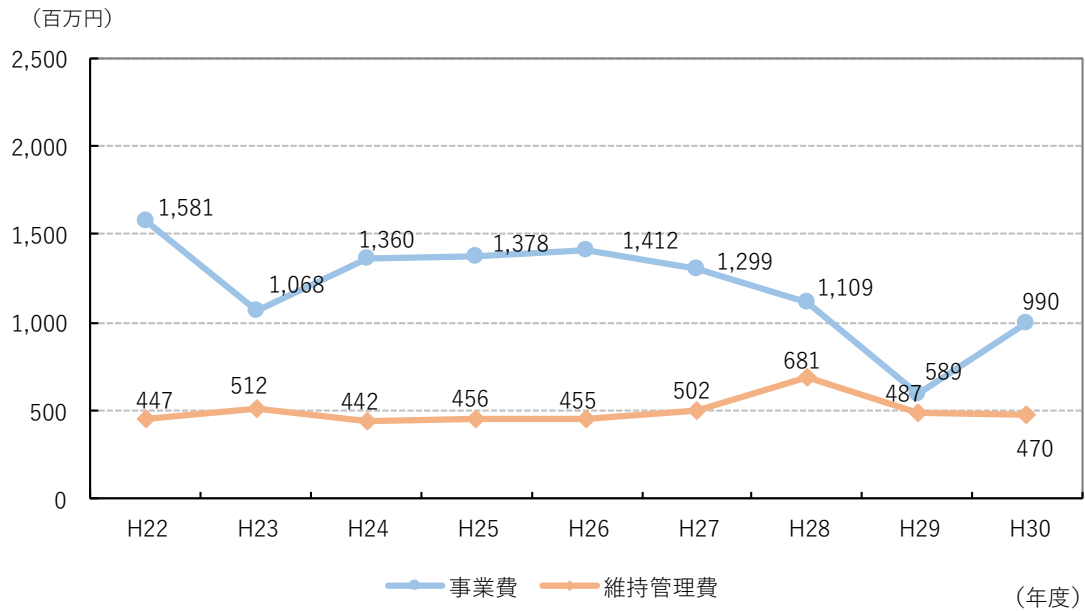


図 施設緑地の総事業費・総管理費の推移

(7) 緑に関する法規制

市の周囲や市街地を取り囲む山林が保安林に指定されており、自然環境が保全されています。また、河川沿いの農地を中心に農用地区域が指定されています。

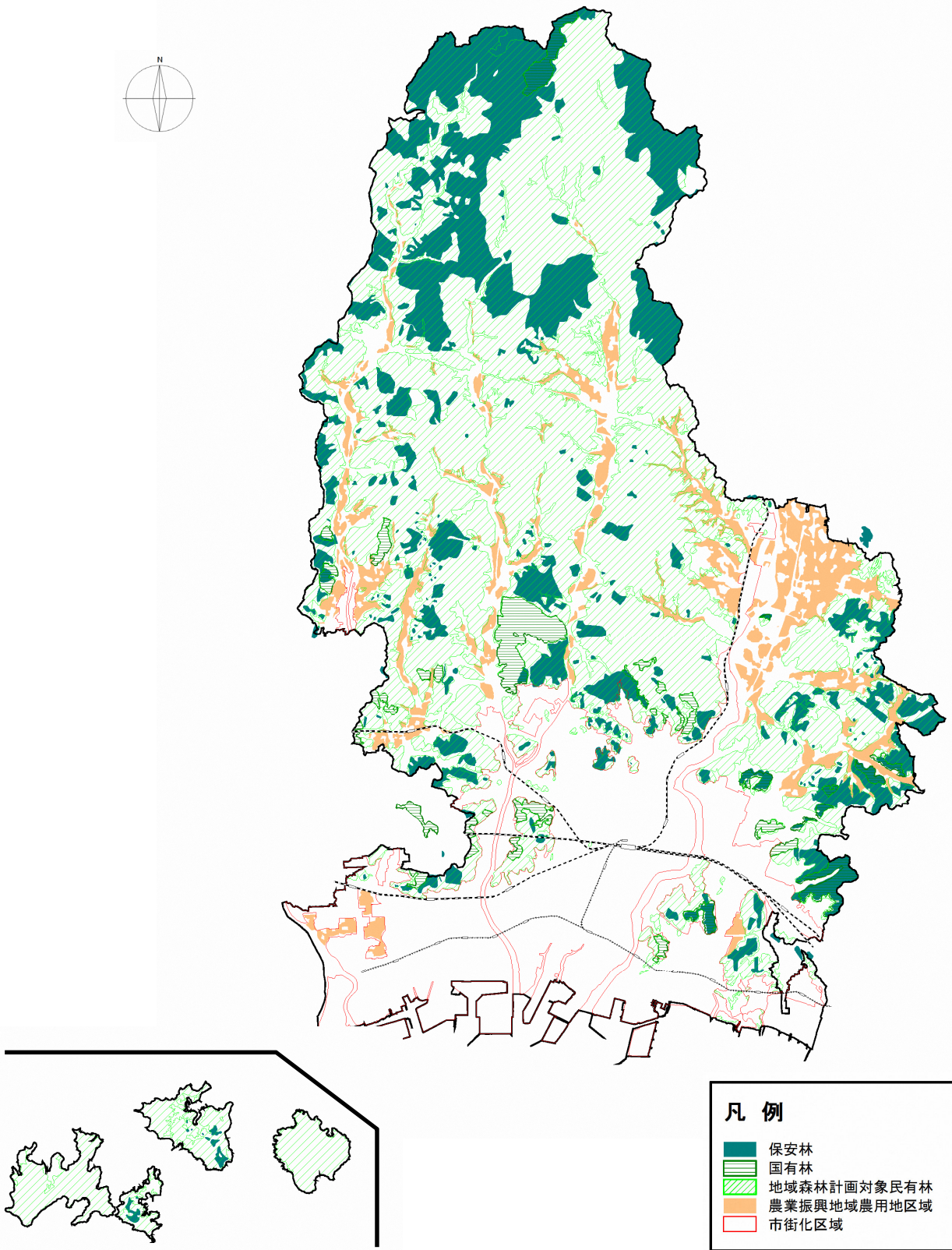


図 緑に関する法指定の状況 (1)

出典：国土数値情報（平成 27 年度）

市街地を取り囲む丘陵の多くが自然公園区域に指定されている他、市北部の雪彦山周辺は自然公園区域特別地域に指定され、本市を代表する緑の保全に重要な役割を担っています。

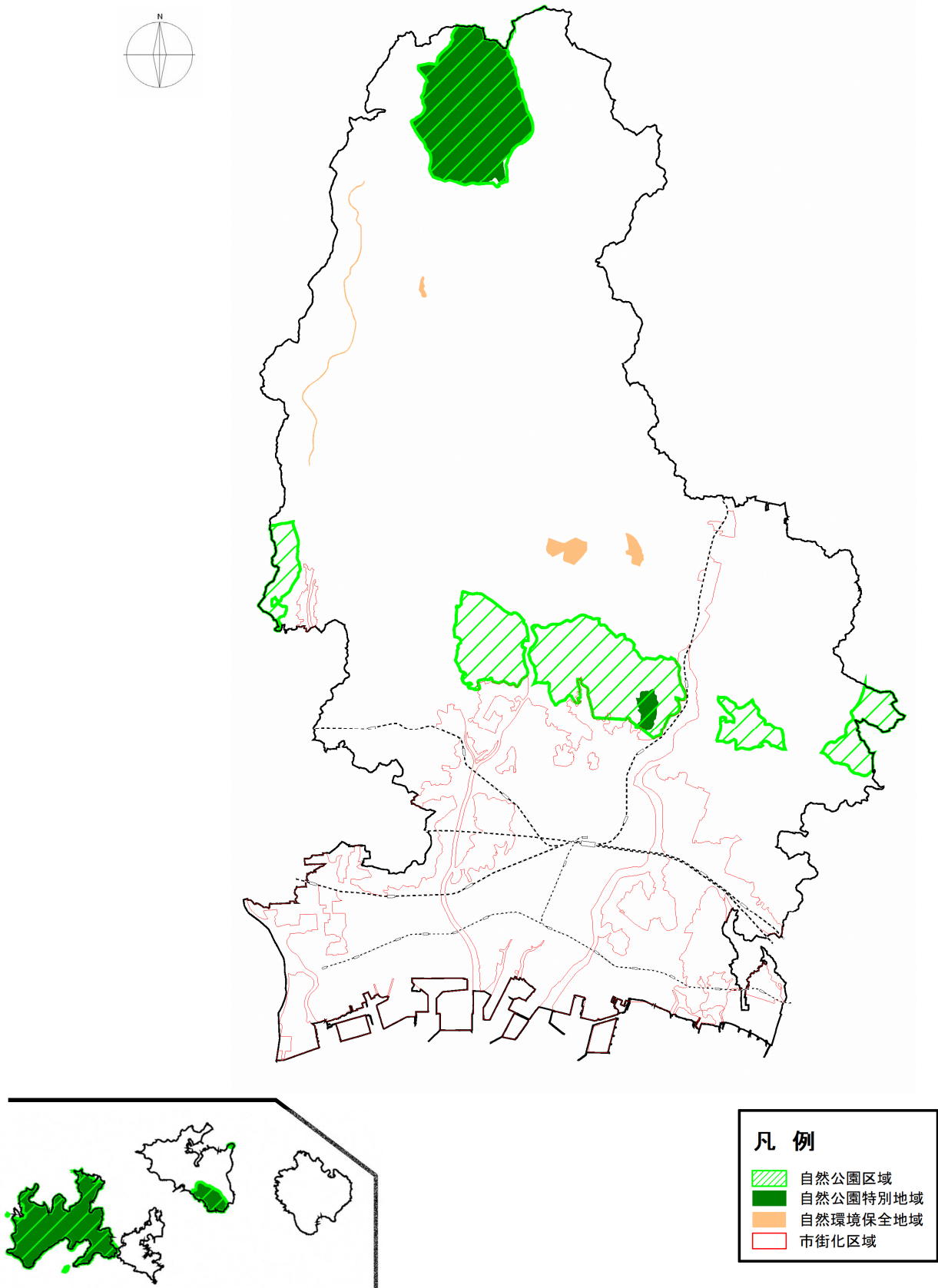
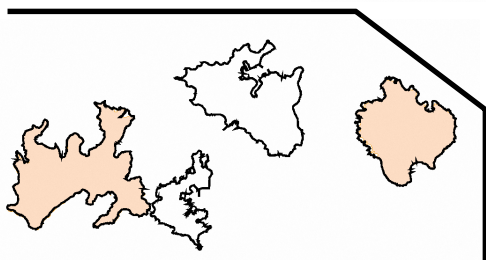
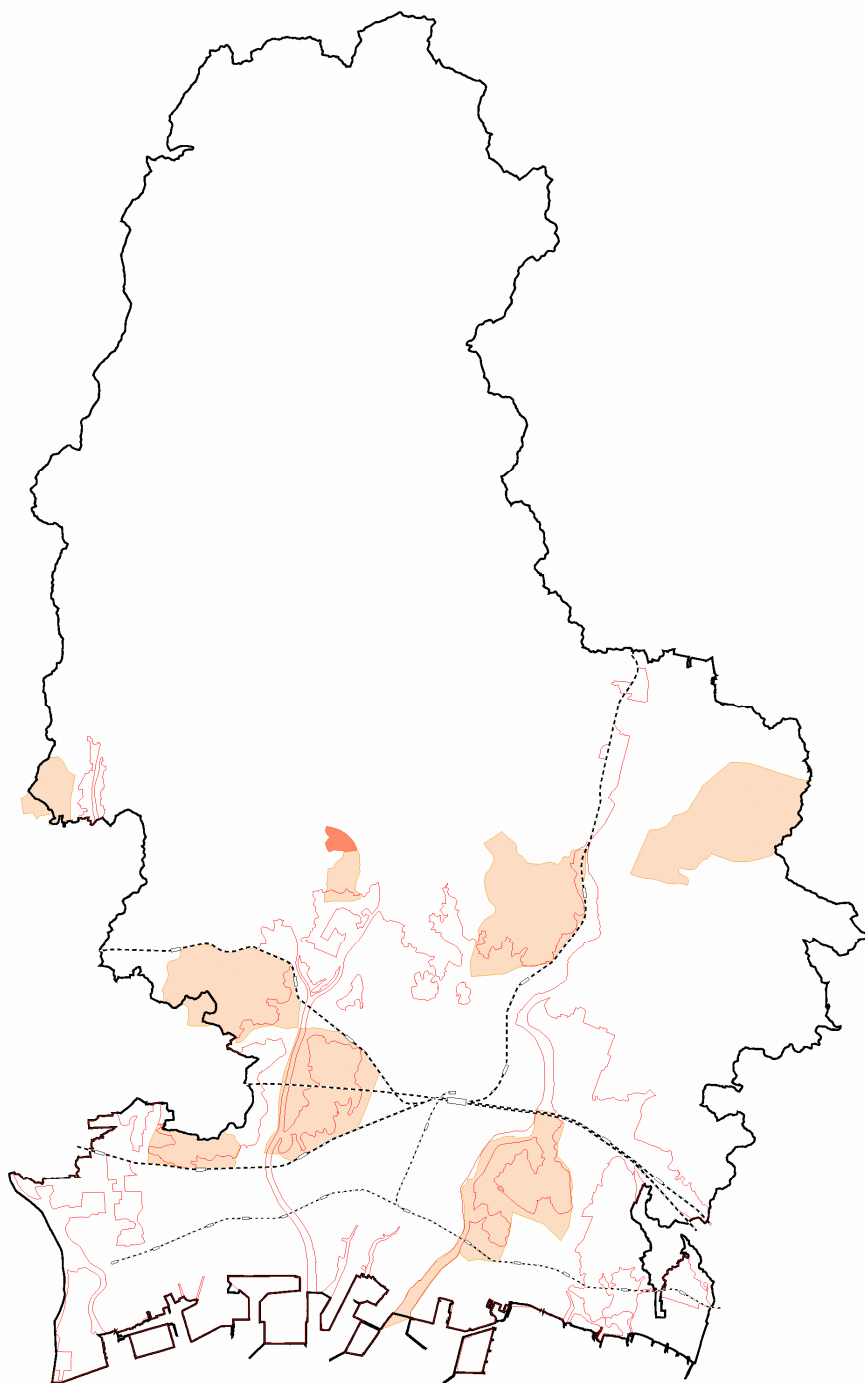
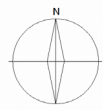


図 緑に関する法指定の状況（2）

出典：国土数値情報（平成27年度）

市街地や市街地周辺の丘陵地には鳥獣保護区が指定され、自然と調和した都市環境を形成するうえで重要な役割を担っています。



凡例	
	鳥獣保護区
	特別保護地区
	市街化区域

図 緑に関する法指定の状況（3）

出典：国土数値情報（平成27年度）